



都市デザイン

令和7年度（2025年度） 熊本市町屋利活用モデル事業 事業提案募集要領

参加申込書提出期間

令和7年6月2日（月） ～ 令和7年6月13日（金）

事業提案書提出期間

令和7年6月20日（金） ～ 令和7年6月26日（木）

補 助 額

補助対象額の合計額の1/2以内（限度額300万円）

募 集 件 数

合計2件程度（予算上限に達し次第終了）



<お問い合わせ・提出先>

熊本市都市建設局都市政策部 都市デザイン課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所11階

TEL : 096-328-2508 Email : toshidesign@city.kumamoto.lg.jp

第1章 事業の目的と概要

1. 募集の目的

歴史的建造物を活かした地域活性化や観光振興に資するモデル町屋を整備し、実際に見学、体感してもらうことを通じて、国内外に町屋の魅力を発信するとともに、町屋所有者や事業者が町屋を活用した事業を展開する動機付けとなることを目的に、モデル町屋及びその活用にかかる事業提案を募集します。

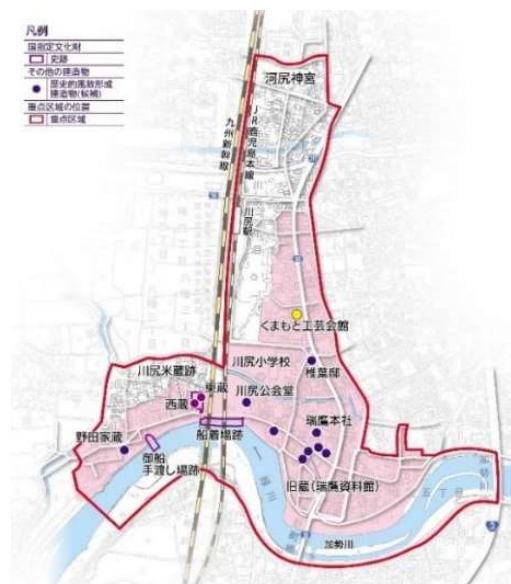
2. 事業の概要

(1) 事業について

- ① 事業名 熊本市町屋利活用モデル事業
- ② 対象地域 熊本市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域
(城下町地区・川尻地区)
- ③ 対象家屋 原則として、昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造の建造物で、
現在利用されていない町屋や町屋の一部等
(国、地方公共団体その他の公共的団体が所有する以外のもの)
- ④ 用途・条件
 - ・地域の賑わい創出や回遊性の向上はもとより、訪れる人がその建物や周辺地域で上質な時間を過ごすことに資する用途や空間構成であること。
 - ・令和7年度(2025年度)中に、補助対象となる工事が完了すること。
 - ・その他条件等については、(3) 補助金交付の制限及び条件について をご参照ください。
- ⑤ 募集件数 合計2件程度(予算上限に達し次第終了)



(a) 城下町地区



(b) 川尻地区

(2) 補助額について

- ① 補助対象 補助事業に係る調査及び設計費、耐震補強費、外観保存・修景費
(通りなどの公共空間から見える外観)、内部改修費、
その他これらに準じる経費で市長が認めるもの。
ただし、内部改修費の対象は、建物に付随した一体不可分な従物に限ります。
- ② 補助率 補助対象額の合計額の 1 / 2 以内 (限度額 3 0 0 万円)

(3) 補助金交付の制限及び条件について

- ① 過去に本市の補助 (熊本市指定歴史的建造物助成金、町並みづくり助成金等) を受けている建築物の場合、補助を受けた箇所に対しては交付しません。
- ② 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき (軽微な変更をしようとするときを除く。) は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けてください。
- ④ 補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- ⑤ 補助事業が完了したときは、その日から 3 0 日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の完了報告を行ってください。
- ⑥ 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力してください。
- ⑦ 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管してください。
- ⑧ 市長の承諾なしで補助金交付の目的に反して使用することや、1 0 年間は、譲渡、交換又は担保提供しないでください。
- ⑨ 市長と公開範囲や手法を協議のうえ、公開協定書を締結し、改修後補助対象となった部分を含む建築物の内観や外観について、広く市民に公開してください。また、市が行う広報活動において、個人情報及び申込者の事業活動の支障になる情報を除く、補助対象建築物の保存活用内容を公表することに同意してください。
- ⑩ 補助金の交付決定の取消しがあった場合、市は期限を定めてその返還を請求することに加え、違約加算金の納付を求めることとなります。また、補助金の返還等がされない場合において、市が補助対象者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交

付を一時停止することがあります。

- ⑪ 関係法令や本市のまちづくりに関する条例等の規定に基づく必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従ってください。
- ⑫ その他、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守してください。

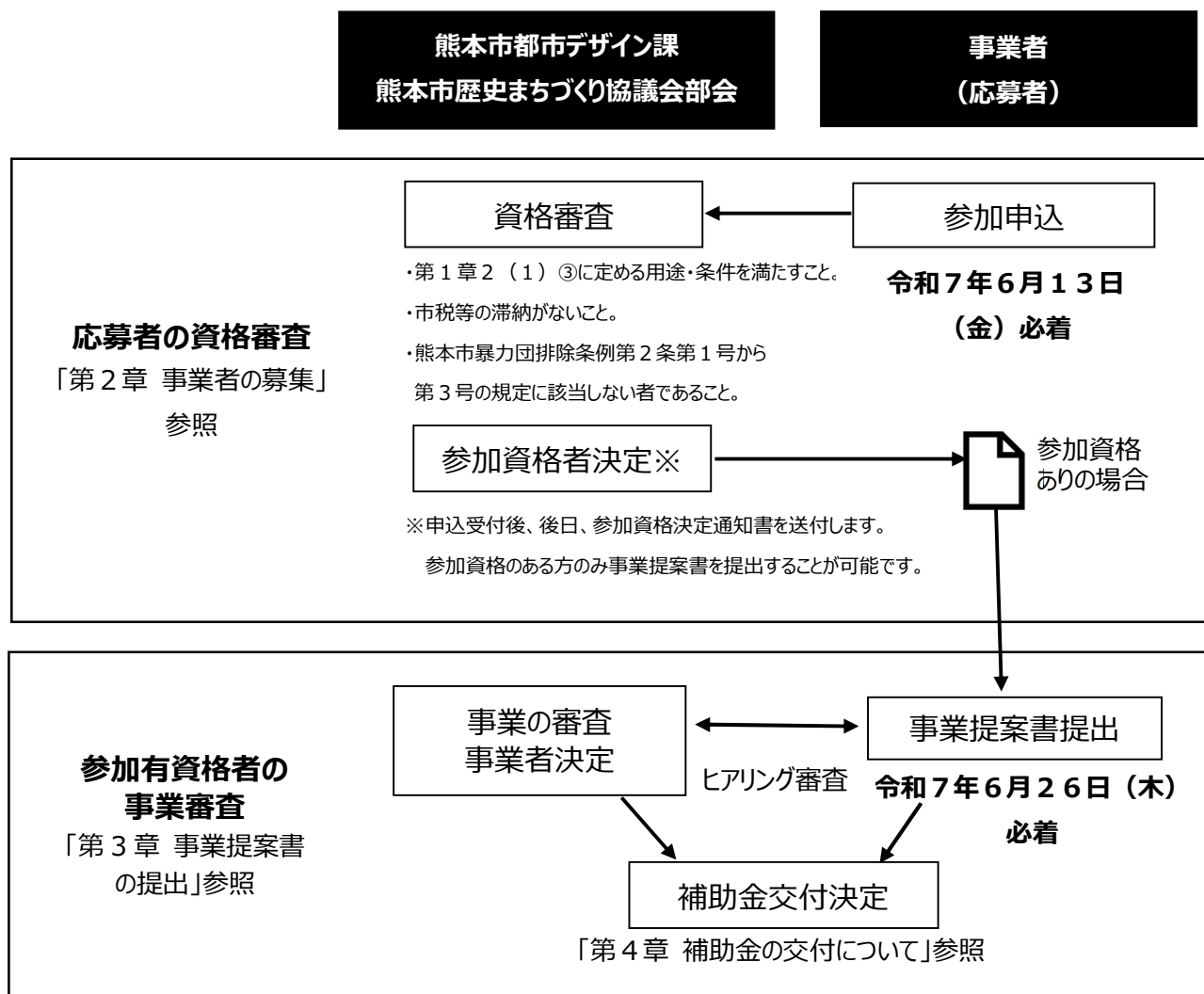
第2章 事業者の募集

1. 募集、選定手順

事業者は個人、法人を問わず、募集及び選定手順は下記のとおりとします。

なお、応募者が1者であっても資格審査及び事業審査を実施しますが、事業審査にて熊本市歴史まちづくり協議会部会各委員の評価点数（合計）の総計が6割に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして事業選定に至らないものとします。

また、募集期間内に申し込みがない又は予算上限に達しない場合には、再募集を行うことがあります。



2. 応募者（補助対象者）の資格

- （１）熊本市歴史まちづくり協議会部会の審査を経て、選定されたモデル町屋を所有する個人若しくは法人又は賃借する個人若しくは法人であること。
- （２）市税等の滞納がないこと。
- （３）熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者であること。

3. 応募の方法

応募者は、参加申込書及び下記に示す参加資格を証する書類を、郵送（書留）又は持参のうえ提出してください。

- （１）提出期限 **令和７年（２０２５年）６月１３日（金） 必着**

- （２）提出先 ①持参の場合

熊本市役所 11 階 都市デザイン課まで持参ください。

- ②郵送の場合

〒860－8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市都市建設局都市政策部都市デザイン課）宛

※封筒の表面に「町屋利活用モデル事業参加申込書在中」と明記ください。

- ③電子データ送付の場合

toshidesign@city.kumamoto.lg.jp へ送付してください。

（添付ファイルの容量の上限は 10MB まで）

- （３）提出書類

①熊本市町屋利活用モデル事業参加申込書【様式第 1 号】

- ・申込者が法人の場合、規約、会則その他団体の概要を確認することができる書類を添付ください。

②市税滞納有無調査承諾書【様式第 2 号】

- ・市内在住の個人又は市内に事務所又は事業所がある法人につきご提出ください。
- ・市外在住の個人又は市外に事務所又は事業所がある法人は、別途所在地区市町村が

発行する、住民税の滞納がないことの証明書を添付ください。

③誓約書【様式第3号】

※上記様式は熊本市 HP からダウンロードすることもできます。

(4) 提出部数 (3) に記載の提出書類 各 1 部

4. 参加資格者の決定

参加申込書を提出した応募者に対し、提出書類に基づき応募の参加資格の有無を審査したうえで、後日、結果を文書により通知します。また、参加資格者と決定された者については、ヒアリングの日時等についてもあわせて通知いたします。

第3章 事業提案書の提出

1. 事業提案書の提出

参加資格決定通知書にて参加資格者と決定された者は、参加資格者決定通知受理後に下記提出書類を、郵送（書留）又は持参のうえ提出してください。

(1) 提出期限 **令和7年（2025年）6月26日（木）必着**

(2) 提出先 ①持参の場合

熊本市役所 11 階 都市デザイン課まで持参ください。

②郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市都市建設局都市政策部都市デザイン課）宛

※封筒の表面に「町屋利活用モデル事業提案書在中」と明記ください。

③電子データ送付の場合

toshidesign@city.kumamoto.lg.jp へ送付してください。

（添付ファイルの容量の上限は 10MB まで）

(3) 提出書類

①事業提案申込書【様式第4号】

②事業計画等概要説明書【様式自由】

- ・事業審査時のヒアリングに使用します。
- ・下記③④を本概要説明書に記載いただいても構いません。
- ・A 3 用紙（横書き）計 2 ページ以内で作成してください。
- ・必要に応じて図、表等を用いてわかりやすく記載してください。
- ・文字の大きさは 10.5 ポイント以上を標準としてください。（図表については、必要に応じて 10.5 ポイント未満も可。）
- ・指定以外の資料は添付しないでください。

③図面（付近見取図及び配置図並びに工事前後の平面図、立体図及び断面図等）

【様式自由】 ※②に記載していない場合のみ

④工程表【様式自由】 ※②に記載していない場合のみ

⑤事業実施体制書【様式第 5 号】

⑥工事費概算見積書の写し【様式自由】

- ・見積書の見積金額は、税込み（10%）としてください。
- ・数量や単価につき、詳細に記載してください。

⑦土地、建物登記簿謄本

- ・直近 3 ヶ月以内のもの（写しも可能）。

⑧借家人が応募する際は、敷地・建物所有者の同意書【様式第 6 号】

⑨直近 2 期分の確定申告書（一式）の写し【個人事業主の方】

⑩直近 2 期分の決算書(勘定科目明細書不要) の写し【法人の方】

※上記⑩⑪については、税務申告が 1 期のみの場合は、1 期分をご提出ください。また、今回初めて事業を開始される方、事業開始後間もない方など、税務申告未了の場合はご提出不要です。

⑪その他

- ・本補助金以外に申請（申請予定を含む）する補助金がありましたら、記載ください。
- ※補助金を資金としない場合でも、実施可能な事業計画としてください。
- ・建物の状況がわかる内観・外観写真を数枚提出してください。

（４）提出部数 1 部

2. 審査及び決定

事業の審査については、提出書類及びヒアリングにより、熊本市歴史まちづくり協議会部会が審査します。

(1) 実施方法

対面による質疑応答形式。

(2) ヒアリングの留意事項

ア 提案書等に関するヒアリングは、別紙「熊本市町屋利活用モデル事業評価基準」に沿って実施します。

イ 出席者は5名以内とし、配置予定の管理者及び主たる担当者は必ず出席してください。

ウ ヒアリングの日時や会場については別途通知します。

エ ヒアリングは1者約30分（応募者からの事業説明10分、熊本市歴史まちづくり協議会部会による質疑20分程度）を予定しております。

オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該申込は無効とします。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、申込手續に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、申込手續に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該申込参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱います。

(3) 審査については、別紙「熊本市町屋利活用モデル事業評価基準」に基づき行い、点数の高い順に、予算の範囲内で参加資格者の中から事業者を選定します。

(4) 審査結果については、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して通知します。

(5) 採択の通知については、応募した事業が選定された旨をお知らせするものであり、補助金の交付は第4章の手續を経て正式に決定されます。

3. 留意事項

(1) 提出された事業提案書の差替え又は再提出は認めません。

(2) 参加申し込み及び応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 提案書類について、審査のみに使用し、提出書類及び資料は返却しません。

第3章 補助金の交付について

- ① 熊本市町屋利活用モデル事業補助金交付要綱に基づき交付いたします。
- ② 補助金交付申込書に基づき補助金の交付額を決定し、文書で通知します。
なお、交付決定の後でなければ、工事に着手することはできません。
- ③ 補助金の交付は工事完了後とします。

（補助金交付までの流れ）各種様式については、交付要綱に規定

